

松山市起業家等交流イベント 開催支援補助金



【補助率】

補助対象経費の

1/2

【補助上限額】

1者あたり1年度

10万円

※千円未満切り捨て



- 予算額がなくなり次第、締め切ります。申請の可否については事前にご相談ください。
- 松山市と、創業等に関する協定※を締結している法人の場合、対象イベント1件あたり50万円（千円未満切り捨て）が上限額となります。
 - ※ 収益拡大・新ビジネス創造に関する連携協定（R4.11月）
 - 起業者教育及び企業支援に関する連携協定（R6.5月）

制度の内容

市内で起業家、その支援事業者、投資家等の交流イベントを開催する際、そのイベントを主催する法人に対して、補助金を交付する制度です。

補助対象者

- 市内で起業家等の交流による創業の機運醸成を目的としたイベントを主催する法人

対象経費

- 会場・機材等の借上料
- 講師謝金等
- ポスター・チラシ等の広報費
- 資料印刷費等のイベント開催に要する費用（飲食費、従業員等の人件費を除きます）

※消費税 ならびに 参加費、他の補助金、その他の収入の額を除きます



申請の流れ

① 交付申請

- 起業家等交流イベントの**開催1ヶ月前までに**、以下の書類を添えてご提出ください。

【必要書類】

- ❑ 松山市起業家等交流イベント開催支援補助金交付申請書（様式第1号）
- ❑ 収支予算書（様式第2号）
- ❑ 誓約書（様式第3号）
- ❑ イベントの内容が分かる資料、チラシ等
- ❑ 完納証明書

※各種様式は、市ホームページをご確認ください。

② 交付決定通知

- 市から、申請者宛に通知します。

③ 実績報告兼 請求

- 起業家等交流イベント終了日から**2ヶ月以内（ただし当該年度内）に**、以下の書類を添えてご提出ください。

【必要書類】

- ❑ 松山市起業家等交流イベント開催支援補助金実績報告書兼請求書（様式第7号）
- ❑ 収支決算書（様式第8号）
- ❑ 費用の支払を証する領収書等の写し

※各種様式は、市ホームページをご確認ください。

④ 補助金交付

- 市から、指定口座に入金します。

問い合わせ

松山市 産業経済部 企業立地・産業創出課（産業創出担当）

〒790-8571 松山市二番町四丁目7-2

☎ 089-948-6550 ✉ sangyou@city.matsuyama.ehime.jp

松山市起業家等交流 イベント開催支援補助金

※該当のサイトへリンクします



上記リンク 又は
二次元コードから、
『手続き要領』や
『各種様式』の
ダウンロードが
可能です。

松山市スタートアップ 支援サイト momentum

※該当のサイトへリンクします



起業やスタートアップに
役立つイベント、
コミュニティ、支援者の
情報等を集めて掲載中！